

各 所 属 長 様

保健福祉部障害福祉課長

栃木県障害者差別解消推進条例の改正に係る周知について（依頼）

標記のことにつきまして、障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、下記のとおり改正し、令和 6 年 4 月 1 日から施行することとしました。

つきましては、条例改正に係る周知チラシを作成しましたので、お忙しいところ誠に恐れ入りますが、多くの事業者に改正内容の趣旨が浸透するよう、関係機関・団体等に対し幅広く周知いただきますよう御協力願います。

記

1 改正の趣旨

令和 3 年 6 月 4 日に公布された障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部改正を踏まえ、事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供を義務化し、障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、栃木県障害者差別解消推進条例を一部改正するものです。

2 改正の概要

(1) 事業者の定義を追加（第 2 条関係）

事業者による合理的配慮の提供の義務化を踏まえ、事業者の定義を追加することとします。

(2) 事業者による合理的配慮の提供の義務化（第 13 条関係）

法改正を踏まえ、現行の努力義務規定から義務規定に変更することとします。

(3) あっせんの対象に事業者の合理的配慮の不提供を追加（第 15 条関係）

法改正の趣旨を踏まえ、事業者による合理的配慮の提供の実効性を確保するため、あっせん対象に合理的配慮の不提供を追加することとします。

企画推進担当／熊倉
内線：3490